

令和4年度第2回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 令和4年10月19日(水)
午前10時00分から午前11時45分まで
- 2 開催場所 印西市役所 別館 1階 農業委員会会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
- 4 事務局 米井課長、酒井課長補佐、出山係長、加瀬主任主事、鈴木主事
- 5 傍聴者 無し
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
改正個人情報保護法の施行に伴う取組状況について【公開】
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 7 議事

●議題 改正個人情報保護法の施行に伴う取組状況について

会 長 議題、改正個人情報保護法の施行に伴う取組状況について、御説明をお願いいたします。

事務局 <資料1に基づき、1趣旨及び2施行条例の制定内容の表1の項を説明>

会 長 ありがとうございます。

資料1、1ページから5ページまでの間に7つの項目が記載されています。事務局からの説明とおおり、これまでは、それぞれの自治体が独自に個人情報保護条例を制定していました。令和5年4月1日からは、個人情報保護法の規定が適用されることとなり、基本的には共通ルールによって規律されることとなります。

その中で条例に留保されている事項が複数あり、印西市では、どのような内容を定めるかについて、7つに整理をした上で諮問

しています。

まず、1つ目が手数料に関することであり、印西市としては、従前通りの内容で進めていきたいという御提案です。国では、手数料だけ徴収しており、コピー代は徴収していないということですが、印西市では、従前どおり手数料は徴収せず、コピー代等の負担を求めたいということです。御意見等は、ございますか。

各 委 員 (意見等無し)
会 長 意見等ございませんでしたので、了承とします。次の説明をお願いします。

事 務 局 <資料1に基づき、2施行条例の制定内容の表2の項を説明>
会 長 ありがとうございます。

これまで印西市では行ってこなかったのですが、個人情報保護法の規定が適用されることにより、今後、新たに行政機関等匿名加工情報について実施することとなります。実際に来年度から提案の募集を行うのですか。

事 務 局 当分の間は、都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとなっておりますので、当分の間は、行わないこととなります。

会 長 手数料については、定めることとなっているため条例で規定するわけですね。手数料の額については、いくらを想定していますか。

事 務 局 法第119条第3項の規定に関するものと2万1,000円に作成に要する時間1時間までごとに3,950円、委託する場合には、作成の委託を受けた者に対して支払う額を加えた額と規定することを検討しています。

会 長 政令で定める額は、いくらですか。

事 務 局 政令で定める額も同額となっております。千葉県内で既に同様の制度を実施しております自治体につきましても同等の金額で行っていることを確認しております。

会 長 国と同じということですね。御質問又は御意見ございますか。実際に提案を募集することとなったとき、本当にこれで大丈夫なのかと思います。時給は、どうやって計算するのですか。

事 務 局 時給につきましては、行革推進係のほうで手数料の算定を行う際に計算しておりますので、その金額と同一の金額を利用し、算定させていただいております。

会 長 作成に要する時間1時間までごとにと規定するようですが、職員1人あたりということですか。

事 務 局 そうなります。

会 長 そこはそうのように規定しないで大丈夫ですか。10人で1時間行った場合でも3,950円しかもらえないとなると、1人39

5円となってしまいます。

事務局 延べ時間になってくるので、一応、国から示されている条文イメージと政令における規定をそのまま利用させていただいております。

会長 金額については、そのように読むとされているのでしょうか、そう読めますか。大丈夫でしょうか。

事務局 国からの技術的な助言がありますので。

会長 しっかり疑義が生じないように規定した方が良いのではと思いますが、国もそうであるというのであれば、良いのですけれども、文言の解釈としてね。

事務局 そのままだとちょっと読みにくい部分があることは確かです。

会長 国は、実際これで動いているわけですよね。国もそういう計算単価でやっているという確認を取っていらっしゃるのですか。

事務局 はい。市に置き換えて時間単価を計算しますと、概ね4,000円程度です。先程申し上げましたとおり、行革推進係のほうで手数料関係の算定をするに当たり、計算した金額が職員人件費1時間当たり約4,000円程度になります。

会長 それは、どういう計算をした結果として出てきた金額なのか。

事務局 年間の人件費総額がございますが、その金額割る職員人数。職員は、正職員であったり、会計年度職員であったりしますが、それぞれに合算した金額をそれぞれ的人数を用いて、それで一人当たりの平均賃金ということで計算しています。

会長 それは、時間外など全部込みですか。

事務局 込みです。

委員長 この情報を作成することは、一人でできることなのですか。

事務局 示された加工の手法というのが、普通の不開示の際の黒塗りといったものではなく、記述の置き換えなどもあり、通常的不開示とは異なります。

例えば、特異な情報、高齢者の方で120歳の方がいらっしゃって、120歳という数字をもって本人が特定できてしまうとします。この場合においては、当該情報を削除、場合によっては、90歳以上に改めるなどといった置き換えという手法も用いられることも想定されます。

このことから、基本的には職員が行うのではなく、そういったノウハウを有するところに委託するような形になるものと考えております。地方公共団体におきましては、今までで1件だけ事例を把握しておりまして、そのときも委託であるとも伺っております。

会長 委託料は、いくらですか。

事務局 委託料は、量により異なりことが想定されますので、契約によります。その契約額をその匿名加工情報を利用する事業者が負担するという形になります。

基本的には、その提案がされまして、例えば介護の何かにこの個人情報ファイルを利用したいですという提案があったものを審査していく。審査していく金額として、まず21,000円。そして、実際に加工するに当たっては、職員が行う場合にあっては1時間当たり3,950円、加工を委託する場合あっては加工する業者に委託する代金を負担していただくというような形となっております。

会長 それをあらかじめ提案者に、単価などで示せるのですか。いくらで出てくるのかわからないとなると、それで良いのかという問題もあります。その契約というのも随契でやるのですか、それとも入札でやるのですか。

事務局 金額によって変わりますが、いろいろ法律関係の業者に、匿名加工に関する業務をやる可能性はありますかという質問をすると、一応考えてはいるとおっしゃられます。

けれども、具体的なノウハウは、どこもまだないので、金額とかもわかりませんし、元となる情報によっても変わりますので、やり方も今後考えてみないとわからないということです。事例が少ないので、というのが正直なところです。

会長 それで入札なのか、随契なのか。金額の基準があって、金額が所定の金額を超えた場合、又はオーバーするのかわからないのか、それをどうやって見積もるのかも、わからないのですけれども。

事務局 実際には、そのデータの基となるシステムを管理委託している業者にまずは見積もりを取ります。そこで見積もりが出せないとなると、見積もることができる業者を選定していくことになると思います。

会長 結局、これを条例で規定するのはいいのですが、私としては、実際の自治体の中の事務ルートに載せたときに、この条文でいけますかということが心配なんです。そこが他の法令に抵触しないか、他の法令に抵触しない手続を選択しながら進めていくことができるか懸念されている。ただ、私も具体的な懸念は、お出しできません。ただ、契約形態に関してはやはり競争入札が前提ということになってくると思います。

事務局 都道府県や政令指定都市を除く地方公共団体につきましては、当分の間は実施しないこととすることができますので、印西市としては、当分の間実施しないこととしております。その理由としては、やはり全体としてのノウハウがないというところがありまして、具体的な回答をするのが難しいというのが現実です。

会長 実施するときに市として対応できるかというところまで検討しておくということが必要になりますよね。提案があったので受け付けなければいけないという話になった段階で、どうするのかとなる可能性を残すのもどうなのかなと思っています。心配な点はありますがどうでしょうか。

事務局 どこもあまり具体的な話が出ていないというのが正直なところ
です。

会長 その具体的な話ができないまま、条文を作っておいていいのかという懸念はありますね。どうしますか。とりあえず、当分の間提案を募集しないので、今後の動向に注視しつつ、実施する時に考えますか。

委員長 想定の仕事なんですよ。

会長 そうなんですよ。最初の段階で引っかかってしまう気がします。こういう条例を作って、準備しておくのは分かりますけど、実際に事務を行うときにどうするのかというところが出てきてしまう。

事務局 そこで右へ倣えでやったときに地方自治法が定める契約手続の規定に違反しないかどうかということなんです。他の自治体の手法が、違反していないかどうかというところもきちんと精査した上でやらないと危ないです。

事務局長 承知いたしました。

会長 審査会として具体的な問題を指摘できないので、とりあえず提案の通りでよろしいですか。

委員長 やむを得ないですね。

会長 では、次の説明お願いいたします。

事務局 <資料1に基づき、2施行条例の制定内容の表3の項を説明>

会長 今、要配慮個人情報という個人情報が個人情報保護条例の中で一応特殊な取扱いを受けています。その要配慮個人情報については、条例の収集制限が確かかかっていますよね。これが個人情報保護法になったときには、特別な収集制限がかからない。

事務局 そうです。

会長 では、何が違うのかというところに書いてある個人情報ファイル簿に項目として書かれる。

事務局 そうなります。

会長 それだけのようです。本当にそうなのですか。

事務局 要配慮個人情報であっても他の個人情報であっても、適切に管理することが重要であることは変わらないということのようです。

会長 ちょっと教えていただきたいのですが、法律において要配慮個人情報をあえて規定している意味。個人情報保護委員会への届出がありませんでしたか。

事務局 個人情報漏えい等が生じた場合になりますが、一定の基準を満たす個人情報の漏えい等の事案があった場合は、個人情報保護委員会に届け出なければならないのですが、そこに要配慮個人情報加わると基準が変わると申しますか、より厳格に報告しなければならないという規定があったかと思えます。

会長 事務所 その話なのですね。それはどこに書いてありましたか。

事務局 法第68条第1項及び施行規則第43条です。要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めることにより当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならないとされておりますので、先ほど申し上げた通り要配慮個人情報の漏えい等をした場合は、条例要配慮個人情報につきましても、おそれがある場合であったとしても報告することになります。

会長 事務所 それは地方公共団体にも適用されるわけですね。

事務局 そうなります。

会長 事務所 漏えい時の個人情報保護委員会の報告基準も異なるのですよね。

事務局 そうです。規則第43条において、法第68条第1項で個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次のいずれかに該当するものとしておまして、要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい、財産被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい、不正な目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい、保有個人情報にかかるものの数が100人を超える漏えい、条例要配慮個人情報が含まれる個人情報の漏えいというものが当たるとれています。

会長 という違いがある中で先ほど出ていたLGBTQに関して、国は例示してはいるけれども、要配慮個人情報に指定していないということですか。

事務局 しておりません。

会長 事務所 なぜなのでしょう。

事務局 条例要配慮個人情報に当たり、あくまでも個人的に考えたことではありますが、基本的には、要配慮個人情報の関係として推知情報は入らないことになっております。例えば、顕著な例ですと病歴と診断の結果、診療が行われたことがそれぞれ要配慮個人情報とされいますように、診断結果や診療というのが病歴で読めるのであるとすれば病歴に含まれますので、別に規定する必要はありませんが、これらはあくまで病歴の推知情報であって、あくまでも別のものとして扱われております。

ちょっと記憶があいまいですが肌の色に関しても人種を具体的に示すものではないので人種という要配慮個人情報にはならないところから鑑みますと、おそらくLGBTQを規定することで推

知情報をどのように考えるかというのがなかなか難しいということが思い当たったところです。

会 長 推知情報とは、どういうものでしょうか。

事 務 局 それを推認することができる情報、例えば肌の色によっては、人種をある程度、推測することができます。ただ、肌の色や国籍といったものは、あくまでも人種を推測することができる情報であって、それそのものが人種という要配慮個人情報には当たらないというのが国の考え方です。

会 長 推知情報は要配慮個人情報に当たらないという国の考え方は、どこかに書いてあるのですか。

事 務 局 最高裁の裁判官をされております宇賀先生の逐条解説には要配慮個人情報の推知情報は含まれないと記載されていたことは、鮮明なのですが。

人種の説明といたしまして個人情報保護委員会から示されております事務対応ガイドに、肌の色は人種を推知させる情報に過ぎないため人種には含まれないと記載されております。

会 長 推知情報というのは、推知させる情報ですか。

事 務 局 はい。

会 長 L G B T Qというそれ自体は、その本人の性自認の属性ですよ。推知させる情報というのは、おっしゃったように当然パートナー同士が同性同士で同居している事実とかは、推知させる情報ではないということですよ。

事 務 局 そのとおりです。L G B T Qなどを条例要配慮個人情報とすること自体は、国として想定する条例要配慮個人情報の扱われ方であるとしておりますが、推知させる情報を含まないといった場合に、どこまでが推知させる情報になるのかならないのかといった周辺の情報の整理ということを各自治体で、精査していくというような話になりますし、そもそもどれくらい地方公共団体が独自に条例要配慮個人情報とすべき情報を取り扱っているかということも不透明な点ではございます。

会 長 前者の問題に関しては他の情報でも同じことになるわけでしょう。だから運用基準の中にどこまで書いていきますかとそういう話ですよ。

事 務 局 はい。

会 長 法令で要配慮個人情報が定められており、その枠組みがある程度ガイドラインの中に示されています。従前どおりとしていきたいというのが事務局側の御提案ですね。

御意見ございますか。ないようでしたら、事務局案了承でよろしいでしょうか。

各 委 員 (意見等無し)

会 長 では、4番目お願いします。

事 務 局 <資料1に基づき、2施行条例の制定内容の表4の項を説明>

会 長 すみません。どこと整合を図ったという話ですか。

事 務 局 情報公開条例第7条第2号エの食糧費に関する事項とオの交際費に関する事項になります。

会 長 2号の柱書としては、個人に関する情報を不開示情報として規定し、ただし書として次に掲げる情報が除くとされていて、食糧費の支出の関係と交際費の支出の相手方との関係は、開示することとされています。個人情報保護法の規定のままだと、これらについては、開示されないということになってしまいますので、情報公開条例との間にずれが出てしまう。だから、そのずれを埋めるためにこの2つについては、個人情報保護法に基づく本人情報の開示請求でも開示するということですね。

事 務 局 そうです。本人情報の開示請求をした際に、本人以外の者の情報が入っていた場合であっても、開示するということになります。

会 長 仮に一般市民であっても開示するという話ですね。

事 務 局 はい。情報公開条例の規定ですと、実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名、職名等及び氏名が個人に関する情報の不開示情報から除かれておりますので、そことの整合を図るため、個人に関する情報に該当する場合であったとしても開示するということを意図しています。

会 長 例えば、交際費の支出先一覧表みたいなものがあつたと仮定して、その中に自分の名前が入っていると。その一覧表に自分の名前があるため、自己情報を開示請求したときに、その一覧表に書いてある他の人の名前を全部開示しなければならないという話になるのですね。

事 務 局 情報公開条例に基づく開示請求ですと、例えば食糧費に関するものとし、何々懇談会に関する食糧費に係る一覧というような形で開示請求が行われると思われ。その場合、情報公開条例だと本人か否かを問わず全員開示されます。

おそらく、個人情報保護法に基づく開示請求をするのであれば「私が出席した〇月〇日の懇談会の食糧費に係る一覧」のような形で特定していく。又は資料という形で「〇月〇日懇談会に伴う一覧の中に記載されている私の名前」という形で特定して開示請求した場合、整合を図らなければ、情報公開条例で行った場合と異なり本人以外の個人に関する情報は不開示とすることになると思われます。

会 長 そのため、一般人が情報公開条例に基づく開示請求しても、一覧表に記載されている者が開示請求を出しても同じ結果になると

いう話ですね。御意見ありますか。

各 委 員
会 長

(意見等無し)

記載されている本人であっても、結局は情報公開条例で開示請求をすれば開示することとなるという話ですから、そこは個人情報保護法の自己開示ルートで行ったとしても同じ結論を出しましょう、ということですよ。

では、ここは特に問題はないということによろしいですね。では、5番お願いします。

事 務 局
会 長

<資料1に基づき、2施行条例の制定内容の表5の項を説明>

まずは、そもそもファイル簿と登録簿は、何がどう違うのか整理していただいてよろしいですか。

事 務 局

個人情報ファイル簿からご説明させていただきますと、基本的に作成の対象となるものは、本人が1,000以上のファイルとなります。

ここでいう本人と言いますのが他者の氏名や生年月日等を使うことなく当該本人の氏名等で検索できるものと位置づけられています。例えば、アイカワさん、イイダさんというように順番で複数人のリストのようなものを想定していただければと思います。そのリストなりファイル単位で作成するのが個人情報ファイル簿となります。

一方、地方公共団体の事務の観点からいたしますと、個人情報を取り扱うに当たって、そういったファイルを作成するときに、例えば1,000人未満のファイルは、ファイル簿の作成という義務は課されないこととなりますし、個別の事務ごとに作成する登録簿のほうが市民目線では、わかりやすいものと考えます。例えば、このサービスを利用するときに個人情報はこういったものを集めるのか、こういったことに利用するのかということがわかりやすいというメリットがございます。

会 長

こういう個人情報は入っていますということは書いてあるけれども、具体的な誰の個人情報というものは入っていないということですか。

事 務 局

入っていないです。

会 長

ファイルの方はそれが入っている。

事 務 局

そうですね。ファイルに入っておりましてその概要を記したものがファイル簿という整理です。

会 長

そうすると概要を記したものがファイル簿なんですよ。その個人情報の内容はこんなものがありますという記載は結局するですよ。

事 務 局

記載します。

会 長

そうするとファイル簿を作らないといけないものについても登

録簿を作成するということになるのと、二重手間になるのではないかという問題があるんですがそれは良いのですか。

事務局 一つのファイルを複数の事務で使っている場合、逆に複数の事務で一つのファイルを使っている場合がございますので市民目線から言えば、例えば今日行った申請がどのように扱われているかというのを理解する上では事務単位で作成する登録簿の方がわかりやすいと考えております。

会長 紐付けはしないのですか。

事務局 紐付けに関しては、個人情報ファイル簿の様式が決まっておりますので、それを用いるため具体的な紐付けは行われません。

会長 登録簿にもこの個人情報、この登録簿にかかる事務に関してはこのファイルを使いますと書けば良いのではないのですか。

事務局 細かい内容を事務ごとに作成したものということで、こちらを備え付ける形で、現在も同様のものを使用しております。

会長 ファイル簿は。

事務局 ファイル簿は基本的に記載すべき内容が規定されており、様式が定められています。

会長 様式は、決まってしまうのですか。

事務局 法令で記載すべき事項というものが決まっております。ガイドラインで様式も示されております。どこの自治体も、先程申し上げました行政機関等匿名加工情報につきましてもファイル単位で行うという形になりますので、その様式を用いることとなるものと思われま。

会長 登録簿については、特に件数の制限は設けていないんですって。

事務局 設けておりません。

会長 そうすると全部作るという話になるということですね。

事務局 基本的には全部作るようになります。1,000人に満たない場合であっても取り扱うにあたっては作成することとなります。

会長 ファイル簿は、あるものとないものがでてしまうんですね。

事務局 そうです。例えば、公民館での行事に自分が参加したいと申し込んだものに関しては、参加者は1,000人に満たないことなどからファイル簿は作成されませんが、登録簿については作成されるため、利用目的など個人情報が何に使われているのかを確認することができます。

会長 登録簿を残す方がおそらく良いとは思いますが。管理の上で。登録簿に関してはとりあえず作成してどこに出すのですか。

事務局 基本的には公表することになっておりますね。法第75条で備え付けるものとされておりまして、現状ですと総務課の文書係で閲覧等行えるような形としています。

会 長 ファイル簿は、個人情報保護法の規定はどこですか。
 事 務 局 個人情報保護法第74条及び第75条となります。
 会 長 現状想定しているそのファイル簿については、作成した後どう
 いう流れで公表するんですか。
 事 務 局 基本的にはインターネット上で行うこととなりますが、特定個人
 情報の保護評価書と同様に総務課で取りまとめて記載の不備等
 ないか確認した上で、インターネット上のホームページにアップ
 して、そこで個人情報ファイル簿、印西市ではどのようなもの
 があるのかということを確認できるようにする方法を考えておりま
 す。
 会 長 その規律はしないのですか。
 事 務 局 その運用につきましては、要領等を作成してという形になっ
 てくると思います。
 会 長 わかりました。その他御質問、御意見。我々もその登録簿を見
 てきたかというで見ているわけではないですが、特に問題がなけ
 れば事務局案でよろしいですか。
 各 委 員 (意見等無し)
 会 長 では、了承ということで、6点目行きましょう。
 事 務 局 <資料1に基づき、2施行条例の制定内容の表6の項を説明>
 会 長 そうすると開示決定期間と開示請求書の内容の2点について、
 ということですね。まず、期間については、今までの開示決定ま
 での期間と差は生じますか。
 担 当 課 はい。条例上ですと14日以内であったものが、30日以内に
 変わるということになります。条例に規定することで、30日か
 ら短くすることは、可能であると示されてはおりますが現行制度
 からの変更点等を踏まえ、条例では新たな規定は設けず法律に則
 り、行うことを検討しております。
 会 長 法律どおりにやることになることから、結論として期間が伸び
 るという話になるわけですね。
 担 当 課 そのなります。
 会 長 御質問よろしいですか。延ばすという前提で考えていらっしや
 るようですが、改正が現行制度と異なるため、影響するというよ
 うな話ですが、もう少し具体的にお願いします。
 事 務 局 現行制度と異なる点としましては、まず個人情報の開示請求の
 対応の多様化が挙げられます。現行は、個人情報の開示請求につ
 いては窓口で御本人様が来庁し、身分証明書の提示等を行った上
 で開示請求を受け付けております。個人情報保護法に基づく開示
 請求になりますと、窓口での開示請求に加え、郵送での開示請求
 又はオンライン上での開示請求を行うことが可能となります。
 開示請求にあたり御本人様が開示請求を行うことができますが、

そのほかに法定代理人、または任意代理人が開示請求を行うことができます。一例としてオンラインでの開示請求について御説明させていただきます。

オンラインでの開示請求については、マイナンバーカードを用いた電子署名により開示請求を受け付けることとなります。ご本人様であればそれで構わないのですが法定代理人や任意代理人となるとそれとは異なり、任意代理人ですと実印を押印した委任状に印鑑登録証明を別途添付して、そのオンラインの開示請求とは別に市役所に提出しなければならないという形になります。開示請求があつて電子署名があつたときに、診療報酬明細書などと記載されていた場合には実際にそれが本人のものに対するものなのか、法定代理人又は任意代理人による別の者に関するものなのかという確認が非常に取りづらいという部分がございます。また別に添付されて郵送で委任状等が送付されてくるという制度設計上それが到達するまでの日付というのが、なかなか読めません。送付してきているのかどうかの確認もできません。

法律上電話番号を記載する義務もない、というところもございまして補正を求めるのか、あくまでも文書でその確認をするのか、あとは電話番号があつた場合のみ電話で確認することができるような形に実務上はなると思われます。これはまず開示請求の受付に関する大きな変更点です。

また、新制度では、事案の送付という制度がございます。国に対して行われた開示請求が地方公共団体で対応を行うことが適切であると思われた場合に、それを地方公共団体にあくまでも協議の上ではございますが送付し、お願いすることができます。また、逆に地方公共団体からお願いすることもできるという制度がございます。この制度につきましては、例えば、印西市は期限を14日以内にしており、国は30日とします。国に提出された開示請求を協議の末、一週間後に市に送付してきた場合にどちらの基準で考えるかといいますと、印西市に送付された場合は、印西市の基準で国に到達した期間から換算しなければならないということになり、実質的な確認期間というのが7日なり短くなってしまうという点がございます。

また、現行条例の開示請求の状況といたしまして、令和4年度にございました個人情報開示請求につきましては、先ほど申し上げました全体で4件ございまして、そのうち診療報酬明細書に関わるものが3件となっております。診療報酬明細書については、医療機関から御提示いただいているものとなりますので、担当課としては、開示請求があつた場合、医療機関に対して意見等の聴取を行いますので、開示に関する期間を延長しているという形に

なります。今年に関しては4件中3件がそうなりますので、3件につきましては、期間を延長しております。そういった開示請求の印西市における現状を踏まえたと延長等を適用する事案が主となっているという状況がございますので、変更点や事務手続のそういった観点からも30日のままとした方が担当課の負担を軽減にもつなぐと考え、新たに期限を設けないといった方向で検討している次第でございます。以上です。

会 長 提出態様の変化からもう一つ話を先に進めるとして、補正等に1週間かかるのですか。

事 務 局 一応そういったものも理由の1つとして考えておりましたが、実際に1週間かかるかということは、また別問題になりますが、手続きに関して多くの変更を伴うことから、そういったことも理由として考えております。

会 長 最後におっしゃっていた第三者に対して意見を求めなければならぬ場合があります、事案としてという話ですよね。それはそもそも事案として今の条例だって延ばせるわけですよね。

事 務 局 そのとおりです。

会 長 原則として伸ばしていますというのはおかしくないですか。

事 務 局 おっしゃる通りだとは思いますが、印西市では、現状、診療報酬明細書が個人情報開示の請求の主たる対象となっております。

会 長 それ自体が全部の原則だと考えるとしたらおかしくないですか。そういう必要のない事案もあるわけではないですか。

事 務 局 必ずしも30日であるからといって、30日まで開示しないということにはなりませんし、あくまでも現状から延びているというだけであって、条例上短くしないというだけでございますので延ばすというような考えではございません。

会 長 今の事務運用から延びているわけですから、今の運用を変えるのであれば、結局市民からすれば延ばしていることになるわけです。そこに法律を支えるだけの根拠がどのくらいあるのですかという御説明を求めています。

補正に関しては、用紙が届くまでにかかる日数、それはわかります。あと実際のところ今まで個人情報の開示事務をやっている中でそういった第三者に意見を求めなければいけないような事案、これは延ばすのは当然だと思います。だからその特例措置があるわけです。それ以外で実際どのくらいかかっているのかということなんです。それがやはり2週間だとマンパワー的に厳しいということですね。

事 務 局 現在は、対面で行っておりますので、開示請求者の御意向を伺いながら、対象と開示する期間を決めていくという形で運用ができております。

一応、件数といたしましては今年度4件中14日ちょうどで開示したものが1件、15日以上を要したものが2件、8日から13日以内で開示したものが1件となっております。

会長 では、その前のものはと聞きたいのですがやめておきます。どうしますか。延ばすというのでいいですか。法律どおりの期間に移行する、印西市としては、そう考えている。比較的そういう自治体というのは多くないんですよ。

事務局 基本的には、今まで14日だったので、そのままそうしていくと認識しております。

会長 今まで14日でやっているの、他の自治体は、ほぼ14日でやっているんですよ。ですから、ちょっと例外的な取り扱いなので理由お伺いしました。やはり審査して理由の御説明がないと我々も判断のしようがないので。御意見は、ございますか。一つは情報に速やかにアクセスし、対応するというところに関しては留意して運用してくださいということくらいは入れておきましょうか。

事務局 捕捉よろしいですか。先ほど令和4年度の話しましたが、令和3年度の実績を申し上げます。請求件数9件のうち7日以内の開示が3件、8日から13日以内が2件、先ほどの診療報酬のものが15日以上ということで3件、出来るだけ速やかに対応するという基本姿勢で運用はさせていただいているところでございます。

会長 はい。最終的に附言として入れさせていただくということで、一応よろしいですか。

各委員 (意見等無し)

続いて、7点目。これは、この組織に係る重大な事項ですので、御説明よろしくお願ひします。

事務局 <資料1に基づき、2施行条例の制定内容の表7の項を説明>

会長 諮問先はどちらになりますか。

事務局 諮問先は、後程御説明させていただくことを考えておりましたが、今後、印西市行政不服審査会と印西市情報公開・個人情報保護審査会を統合する方向で検討しておりまして、諮問先としては印西市行政不服審査会ということで検討しております。以上です。

会長 市としては切り分けて考えているようですが、おそらくある程度関連するものとなりますので、後で他の御説明があるのであれば、先にまとめてお願ひできますか。

事務局 <資料1別紙に基づき、説明>

会長 整理させていただきます。この審査会は行政不服審査法第81条第1項の審査会ではないのですね。

事務局 印西市情報公開・個人情報保護審査会は、地方自治法第138条4項の3で規定する地方公共団体の附属機関としての位置付け

のみです。行政不服審査法第43条第1項の第2号に条例等で定める場合、定める機関に諮問することができることありまして、裁決をしようとするときに条例に基づく処分については、条例に第9条第1項各号に掲げる機関の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決しようとする場合は、第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならない場合から除かれています。

会 長 第9条は、審理員に関する規定ですね。

事務局 はい。第9条の規定により、条例で審理員制度を除外できる根拠を定めております。また、審査会への諮問に関して、原則としては第81条第1項又は第2項の機関に対して行うこととされていますが、条例等で定めをおいている場合には、第9条第1項各号で市長の附属機関が規定されておりますので、そこに対して諮問を行うことができる旨が記載されております。印西市情報公開・個人情報保護審査会につきましては、行政不服審査法に規定する機関として置かれておりません。そのため、調査審議の手続につきましても、例えば口頭意見陳述なども審査会条例に調査権限として盛り込まれていないと行うことができないということになります。

会 長 ありがとうございます。結論から言うと来年3月31日をもって、統合するということですね。行政不服審査会に関しては実際どれくらい動いているんですか。

事務局 平成28年に設置いたしまして、諮問があった案件は、1件のみになっております。基本的に生活保護などの法定受託事務については、基本的に法令で千葉県知事等に対して審査請求を行う旨が規定されておりますので、印西市の担当課で行った処分であっても審査請求に関しては県で対応しているというところがございます。そのため、印西市行政不服審査会としてはそれほど件数が多くないというのが実情となっております。

会 長 今後は、個人情報保護制度についての諮問は、制度上少なくなるんですよね。

事務局 そのとおりです。従来ですとオンライン結合に関して答申をいただく機会が多かったかと思いますが、そういったものに関しても諮問して、運用を行うことは認めないというように個人情報保護委員会から指示といいますか、方針が示されておりますので、そういったものが無くなるとなると条例の改正ですとか要領の制定ですとかそういったもの、すなわち全体にかかるものに関して諮問していくこととなり、個別具体的な事案に関して諮問し、運用していくことは認められていないということになります。

会 長 例えば、情報管理の委託をする際に、自治体で頑張ってチェッ

クしてくれているとは思いますが、そのことについて、審査会として完全に関与しない状態になるんですよ。

そういう構造がなくなる。私が言ったのではないですが、今まではオンライン結合の中で委託をするときに、どういう流れでどんな情報を流しているというところの精査は我々も結構やってきましたよね。それが無くなるんです。今後は、それが事後チェックになる。漏えいしたときに初めて出てくる。でも、この審査会に対して漏えいの報告も別にないですよね。だから、それはそのままになってしまう。そこのチェックを働かせられないのは、大丈夫なのかという心配を実はしています。

事務局 担当課としても諮問に当たりまして、非常に勉強して、資料を整えて適切に受け答えできるように努めていくなど準備をしていく過程で、制度への理解を深めていくという部分もあったと思いますが、その過程が無くなってしまいうのは事実です。

会長 だから、市民目線で考えるとそこがブラックボックス化される上に職員さんたち、まあ変な言い方ですが、質疑を受ける中で、より一層理解を深めて出ていく訳ですよ。それだけ相手の業者さんと話のできる前提となる知識を持って出ていかれるわけですよ。知識を持つための機会をどう確保するのかというのが心配は、心配です。

条例改正をして印西市情報公開・個人情報保護審査会と印西市行政不服審査会の両方を第81条第1項の機関とする方法もあるんですよ。

事務局 はい。1つの自治体で、行政不服審査法第81条の機関を2つ有することも可能です。案としては、検討したのですが、法令上こっちはこっちで、どっちがどっちなのかというのがわかりづらいというのも正直ありまして。もちろん、条例で諮問先については、規定しますので、条例を追っていけば行きつくことはできますが市民目線では、分かりにくいと思われまます。

会長 そういう勉強熱心な方も中にはいらっしゃるかもしれませんが多くの市民の方は、法令の体系を探そうということはないと思います。

では、御意見等ございますか。

各委員 (意見等無し)

会長 それでは、次の御説明よろしく申し上げます。

事務局 <資料1に基づき、3他の条例の制定内容を説明>

会長 行政機関等匿名加工情報を作ったときに何を削ったかというのが情報として出ないようにするということですね。それが開示されてしまうと個人が特定されかねないからですね。

事務局 今までの不開示情報ですと個人に関する情報というような形で、

包括的といいますか、そういう規定の仕方をしているのですが、この規定につきましては、削除された情報や行政機関等匿名加工情報などを具体的に指定しています。個別の制度で生じるものを不開示としているため、特徴的とも言える記述になっております。

- 会 長 他にございますか。
- 事 務 局 その他といたしまして個人情報保護法の施行条例及び情報公開条例に基づいて行う開示請求に係る多色刷りのコピー代を50円から20円に変更する予定です。こちらは近年の契約状況から値段が下がっているということを利用して、規定を改めるものとなっております。以上となります。
- 会 長 事務局の説明は、以上でよろしいですか。
- 事 務 局 はい。
- 会 長 委員の皆様から何かございますか。
- 各 委 員 (意見等無し)
- 会 長 これで議題については終了します。
- 会 長 次に4. その他ですが、委員の皆様から何かご意見等ございますか。
- 各 委 員 (意見等無し)
- 会 長 事務局から何かございますか。
- 事 務 局 <会議録、報酬等の説明>
- 会 長 それでは、これをもちまして令和4年度第2回印西市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

【当日使用した資料】

1. 改正個人情報保護法の施行に伴う取組状況について
資料1 「個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）」（素案）について

この会議録は、会議に出席した印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認を得たものである。

令和4年11月21日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文